

国別障害関連情報 コロンビア共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
 コロンビア共和国
 目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	10
2-3. CRPD 批准による対応状況	12
2-4. 障害関連施策の状況.....	13
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	25
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	26
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	26
3. 障害関連団体の活動概況.....	28
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	28
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	29
4. 参考資料	31

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者数割合（2018）	4
図 2 障害の原因（2018）	4
図 3 障害の年齢別割合（2018）	5
図 4 障害に関する政府行政組織「全国障害システム」（SND）	7
表 1 年代別障害者比率（2018）	5
表 2 コロンビアの障害関連担当機関	7
表 3 医療機関の分類	14
表 4 公共セクターにおける法定雇用率と達成期限	18

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CND	Consejo Nacional de Discapacidad	全国障害審議会
CONPES	Consejo Nacional de Política Económica y Social	国家経済社会政策審議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DANE	Departamento Nacional Administrativo de Estadística	国家統計局
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
INCI	Instituto Nacional para Ciegos	全国視覚障害者協会
INSOR	Instituto Nacional para Sordos	全国聴覚障害者協会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
RIADIS	Red Latinoamérica de Organizaciones no Gubernamentales de Personas con Discapacidad y sus Familia	障害者とその家族のラテンアメリカネットワーク
SENA	Servicio Nacional de Aprendizaje	国家職業訓練庁
SISBEN	Sistema de Identificación de Potenciales Beneficiarios de Programas Social	社会プログラム受給可能者特定システム
SND	Sistema Nacional de Discapacidad	全国障害システム

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	6,432.39 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	7.23 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.46 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.89 %	2019 年

人口

総人口	50,339,440 人	2019 年
男性人口比率	49.09 %	
女性人口比率	50.91 %	
都市人口比率	81.10 %	
農村人口比率	18.90 %	
出生時平均余命（全体）	77 歳	2018 年
男性	74 歳	
女性	80 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率（総人口比）	6 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	8 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	12 年	2019 年
成人識字率（全体）	95 %	2018 年
男性	95 %	
女性	95 %	

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08) に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		
全体	115 %	2018 年
男子	116 %	
女子	113 %	
中等教育 ³ （総就学率）		
全体	98 %	2018 年
男子	95 %	
女子	100 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		
全体	55 %	2018 年
男子	51 %	
女子	60 %	

雇用

失業率（全体）	9.7 %	2020 年
男性	7.5 %	
女性	12.7 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）によれば、コロンビア共和国（以下、「コロンビア」）政府は、2011年5月10日 CRPD 批准を受け、同条約の第1条の定義、すなわち「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」を障害者の定義として採用した。この定義は、障害者基本法（2013年法律1618号）を始め、これ以降に制定された各種関連法律にも採用され、政策決定において、一人ひとりの特定に応じた対策を講じるという原則が示されている。また、同条約に基づき、憲法裁判所は障害の社会モデルの概念を判決の際のガイドラインとして加えることを決定した。

² 小学校5年間（6～10歳）

³ 前期中高等教育4年間（11～14歳）

⁴ 後期中高等教育2年間（15～16歳）

1-2-2. 障害に関する統計整備状況⁵

コロンビアで使用されている障害に関する統計としては、国家統計局（Departamento Nacional Administrativo de Estadística。以下、「DANE」）の「国勢調査」と、保健社会保障省が管轄する「障害者居住・特性登録」（Registro de Localización y Caracterización de Personas con Discapacidad。以下、「障害者登録」）の二つがある。

障害者登録は、2010年11月に国家統計局から保健社会保障省の管轄となった。それ以降、障害者登録は各市役所の社会開発課や福祉・医療課等の担当部署が登録情報をウェブ上で入力できるようになった。2013年3月時点で、全国の95%にあたる1,063市町村が登録を行い、97万4,500名の障害者が登録されている（2019年12月時点で129万8,738名⁶）。これは2005年国勢調査による全国の障害者の37%しかカバーできていないものの、特性、住宅、障害、健康情報、教育、参加と仕事に関する情報があり、障害者権利委員会からの勧告もあって改善と拡充が進められている。障害者基本法の第5条(5)では、障害者登録の継続的更新のための体制を実施することを、国の義務として規定している。

国勢調査については、前回2005年の調査の後、2018年に実施済みである。2018年調査では、2005年調査の障害に関する二つの設問を踏襲する形で、以下の質問が実施された。一つ目は、機能障害別の質問であり、9項目；①見る、②身体の移動・歩行等、③聞く、④心臓や呼吸に問題ない日常生活、⑤自力での理解・学習・記憶・自己決定、⑥手で物を掴む・動かす、⑦話す、⑧他者と関わる、⑨自力での食事・着替え・入浴について永続的な制約の有無を聞いている。次にその原因を聞いており、1. 先天性、2. 病気、3. 労働災害、4. その他の事故、5. 加齢、6. 武力紛争による暴力、7. 武力紛争以外の暴力、8. その他の原因または不明から選ぶことになっている。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁷	3,134,036 人	全人口の 6.3 %	2018 年
男性	1,441,657 人		
女性	1,692,379 人		

⁵ 政府報告（2011）、国勢調査（2011）を基に記載。

⁶ Boletines Poblacionales: Personas con Discapacidad Oficina de Promoción Social. Ministerio de Salud y Protección Social. Agosto, 2020. <https://www.minsalud.gov.co/sites/rid/Lists/BibliotecaDigital/RIDE/DE/PS/boletines-poblacionales-personas-discapacidad.pdf>（参照 2020-12-15）

⁷ DANE, Censo Nacional de Población y Vivienda 2018. 障害者数（全体）に入手できた性別割合（男性46%、女性54%）を乗じて各人数を算出した。

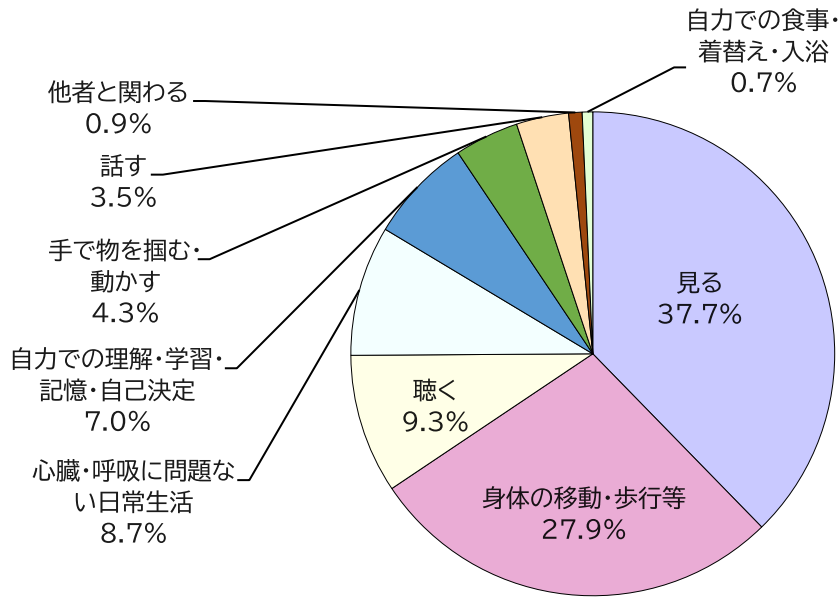


図 1 制限のある生活機能別の障害者数割合 (2018)

出所：DANE, Censo Nacional de Población y Vivienda 2018 を基に調査チームが作成

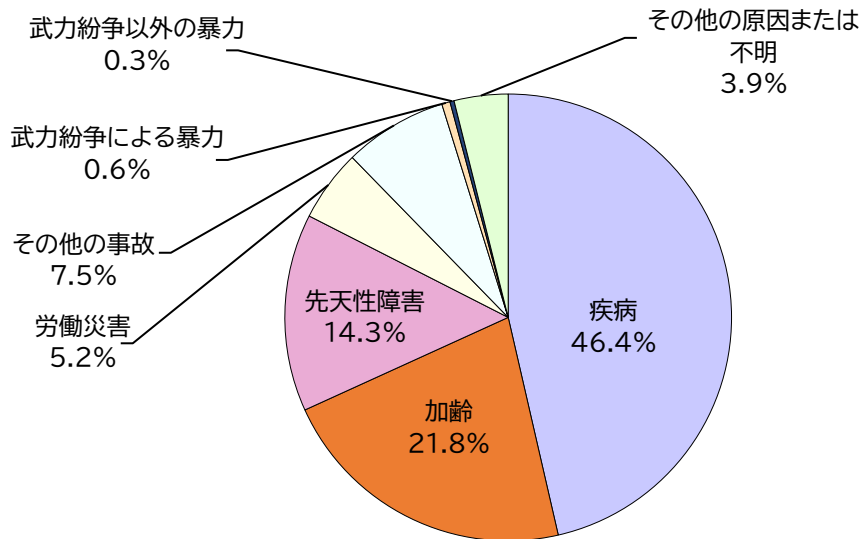


図 2 障害の原因 (2018)

出所：DANE, Censo Nacional de Población y Vivienda 2018 を基に調査チームが作成

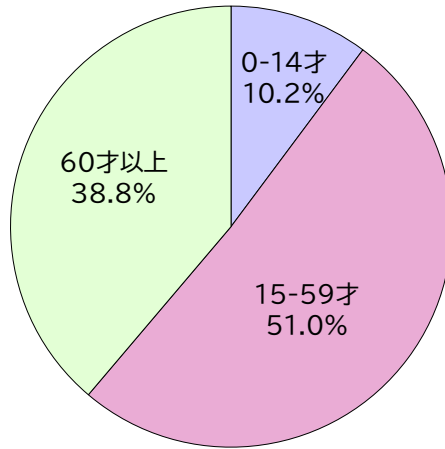


図3 障害の年齢別割合 (2018)

出所：DANE, Censo Nacional de Población y Vivienda 2018 を基に調査チームが作成

表1 年代別障害者比率 (2018)

年代	障害者比率
0-5 歳	1.7 %
6-11 歳	3.7 %
12-18 歳	3.6 %
19-28 歳	6.6 %
29-59 歳	3.5 %
60 歳以上	21.4 %

出所：DANE, Censo Nacional de Población y Vivienda 2018 を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】⁸

コロンビア政府は、2011年に批准したCRPDに沿い、障害者社会統合法(1997年法律361号)を改正し、障害者基本法を制定した。同法の詳細については後述するが、この法律の制定を機に、現国内で障害者政策に係る他の法律や体制の整備が行われてきた。

コロンビア政府は2007年法律1145号第2条に基づき、「全国障害システム」(Sistema Nacional de Discapacidad。以下、「SND」)を設置した。同システムは、国・県・市レベルの行政機関と障害者団体(Disabled People's Organization。以下、「DPO」)等の集合体であり、障害者政策に関するさまざまな協力・連携を行う連帯システムである。構成機関には、25の省庁及び2つのDPO⁹が含まれる。SNDは、国際協力予算の管理、民間セクター・地域・学術セクターとの連携を主導する役割も担っている。

このSNDの各種活動へ助言や支援を行う機関として設けられたのが、行政機関とDPO代表から構成される全国障害審議会(Consejo Nacional de Discapacidad。以下、「CND」)である。同審議会は以前は、保健社会保障省の管轄下にあったが、その後内務省に移行し、現在は大統領府が管轄している。CNDは、障害関連法規の立案と実施促進、全体のモニタリングを担っている。また、身体、視覚、聴覚、重複及び知的・精神障害の家族による団体の代表を含めることが規定されている。このほか、CNDは各県に、県障害委員会(Comités Departamentales y Distritales de Discapacidad)及び市障害委員会(Comités Municipales y Locales de Discapacidad)の設置と、各県・市の社会政策審議会(Consejo de Política Social)に障害のある代表者を含めることを義務付けている。

SNDは4レベルから成る。すなわち、大統領府の「障害者参加のための大統領府顧問部」(Consejería Presidencial para la Participación de las Personas con Discapacidad)がSNDの代表顧問を担い(2019年2月より)、その下に「障害社会包摂政策」(Política Pública Nacional de Discapacidad e Inclusión Social)のフォローアップと評価を行うCNDがある。そして、国と市との中間レベルの機関として同政策の調整、強化等を行う県障害委員会があり、最後に、同政策の審議、構築等を行う市障害委員会が設置されている。

⁸ SNDウェブサイトより収集・編集 <http://snd.gov.co/quienes-somos.html> (参照2020-12-08)

⁹ 全国視覚障害者協会(Instituto Nacional para Ciegos。以下、「INCI」、全国聴覚障害者協会(Instituto Nacional para Sordos。以下、「INSOR」)

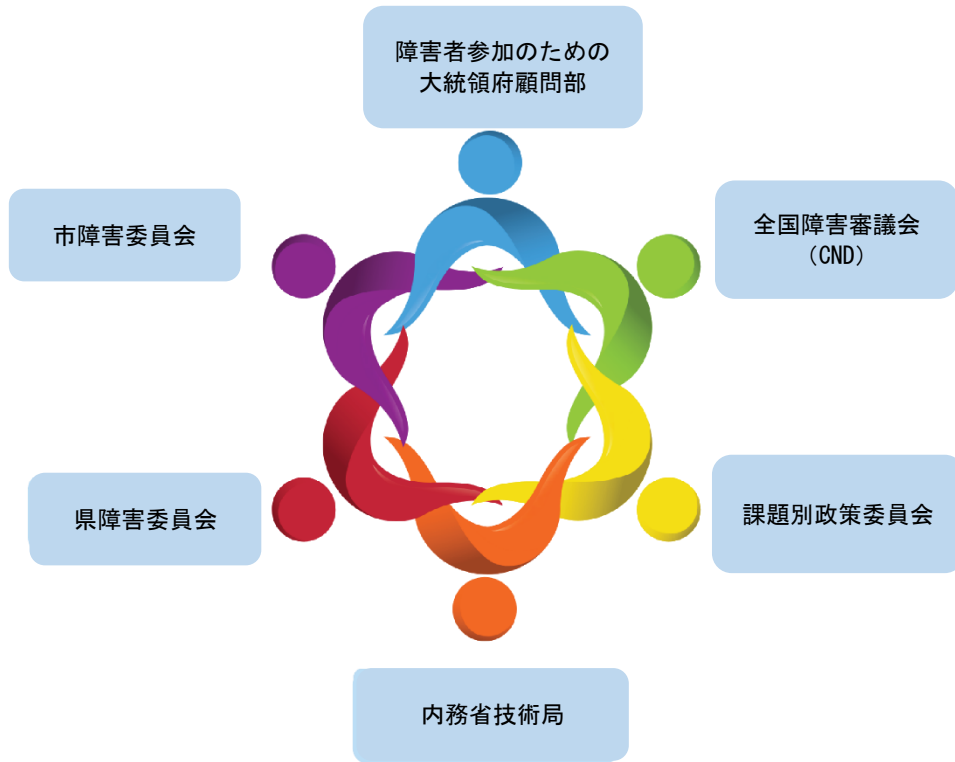


図 4 障害に関する政府行政組織「全国障害システム」(SND)

出所：SND ウェブサイトを基に調査チームが翻訳

障害関連担当機関

表 2 コロンビアの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	大統領府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年2月よりSNDの顧問機関 ・ 2015年時点で自立生活支援法の草稿作成終了(2018年7月時点で未制定) ・ 管轄下の社会繁栄庁が最貧困家庭向け給付金を支払うソーシャルインクルージョンプログラムを実施
2	内務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年から2019年までSNDの管轄機関(それ以前は保健社会保障省) ・ CND及び課題別政策委員会に対する技術指導 ・ 市障害者委員会への情報共有 ・ 障害者の権利に焦点をあて、2013年度頃からDPOや障害者へのエンパワメントを開始し、啓発のための大規模な市民集会を開催 ・ 2015年から地域開発基金(5カ年計画)を設立(60団体中7団体がDPO)。2017年以降は世界銀行の協力を検討 ・ 県の内務局を管轄

3	保健社会保障省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の医療・福祉サービス、障害認定や登録を管轄 ・ 医学的診断に基づく障害認定方法を2018年1月の省令583号で制定 ・ 2015年頃から介助者法の作成を進めてきたが、2018年7月時点で未法制化 ・ 県の保健局、市の保健局、医療機関、健康保険会社を管轄
4	労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家職業訓練庁（Servicio Nacional de Aprendizaje。以下、「SENA」）を管轄 ・ 障害者を対象とした各種の能力強化コース、インストラクター養成などを提供 ・ 従来の職業訓練から識字教育（国語）と職業訓練（算数・技術）を結び付けたプログラムを実施
5	国家教育省 （Ministerio de Educación Nacional。以下、「教育省」）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊／分離教育に近い過去の1994年法律115号その他関連法律を修正し、2017年にインクルーシブ教育の法令を制定 ・ 実施機関である県・市教育局及び市の各種教育機関を管轄 ・ CRPDに基づき策定した障害者基本法で「教育省は特別な教育ニーズのある人々への教育にかかる法律と規則を作成し、教育サービスへのインクルージョンをベースとするシステムの下、教育へのアクセスと質を向上させる。障害のある児童・生徒への包括的な教育サービスを確保するため、教育省は異なる社会セクターと合意する」と規定
6	対人地雷対策和平高等弁務官事務所（Oficina del Alto Comisionado para la Paz-Descontamina Colombia）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領府直轄（2020年2月より）の地雷撤去推進機関（旧：対人地雷対策庁） ・ JICA技術協力プロジェクト「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」（2008-2012）のカウンターパート機関（当時の名称は「対人地雷対策プログラム」）
7	国家企画庁 （Departamento Nacional de Planeación）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国家開発計画」を策定する主要機関。同計画の「横断的分野」の章で、障害者の社会包摂に関する独立した項目を設置 ・ 2001年法律715号により貧困レベルの認定システム「社会プログラム受給可能者特定システム」（Sistema de Identificación de Potenciales Beneficiarios de Programas Social。以下、「SISBEN」）を策定。世帯毎に貧困度をN0～N6に認定し（N0は路上生活者及び最貧困層、N6＝富裕層）、格付けにより医療費や保険料を助成／免除

出所：各組織のウェブサイト、JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連資料¹⁰を基に調査チームが作成

¹⁰ プロジェクト成果品「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略」（Estrategia para la inclusión social de las víctimas del conflicto con discapacidad）

国内調整委員会設置状況¹¹

委員会名称	全国障害審議会（CND）
委員会メンバー	外務省、環境持続的開発省、鉱物エネルギー省、大統領府、保健社会保障省、国家企画庁、文化省、住宅省、情報技術省、教育省、国防省、司法省、財務省、農業農村開発省、内務省、公的機能行政局、国民擁護院、INCI、INSOR、スポーツ省、連帯組織特別行政ユニット、国家統計庁、対人地雷対策和平高等弁務官事務所、対人地雷総合アクション、SENA、家族福祉庁、被害者対応総合補償ユニット
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領府の管轄下での SND の各種活動への助言や支援 ・ 障害関連法規の立案と実施促進、全体のモニタリング ・ 身体、視覚、聴覚、重複及び知的・精神障害の家族による団体の代表を含めることを規定 ・ 県障害委員会と市障害委員会の設置及び、各県・市の社会政策審議会に障害のある代表者を含めることを義務付け ・ 「障害社会包摂政策」のフォローアップ、評価等 ・ INCI と INSOR が障害当事者団体として参加

【地方政府行政】

地方には、以下の障害関連担当機関が設置されている。

障害関連担当機関

機関名	概要
障害者関連省庁の地方支部	政府が制定する障害者関連の法律を、国レベルの省庁の方針のもと、県や市の担当局などが実施を担当 各地方自治体がそれぞれの財政力、人材、障害に対する認識に応じて障害者支援の事業を運営・管理 県と市に担当局を持つ省庁は、保健社会保障省、教育省、内務省など
県障害委員会	SND を構成する県レベルの障害委員会（ボゴタ首都区も含む） 国と市との中間レベルの機関として「障害社会包摂政策」の調整、強化等を実施 各県の社会政策審議会に障害のある代表者を含めることが義務
市障害委員会	SND を構成する市レベルの障害委員会 「障害社会包摂政策」の審議、構築等を実施 各市の社会政策審議会に障害のある代表者を含めることが義務

¹¹ SND ウェブサイトを基に記載 <http://snd.gov.co/quienes-somos.html>（参照 2020-12-08）

2-2. 障害関連法律の詳細¹²

2011年に批准したCRPDに沿い、コロンビア政府は障害者の権利の保障に向け、従来の法律の改正等を進めてきた。その中の中心を成すのが、障害者基本法である。また、2011年法律1482号を改正して差別解消法を制定し、障害者を含め、人種、性的指向、民族、宗教を理由としたハラスメント等に対する罰則を規定した。

法律名	差別解消法 ¹³ （2015年法律1752号）
施行年	2015年（2011年法律1482号を改正）
概要	障害者やLGBTI ¹⁴ の人々を含め、人種、民族、宗教、国籍、ジェンダー、障害などに対するハラスメントや物理的・精神的な打撃に対する具体的な懲罰が記されている。

法律名	障害者基本法（2013年法律1618号）
施行年	2015年
概要	2011年5月に批准したCRPDに則り、1997年法律361号を改正する形で制定された。障害者の権利を全権に亘り保障するための条項が規定されている。リハビリテーション、医療保健サービス、教育、社会保障、就労、アクセシビリティ、公共交通機関、情報とコミュニケーション、文化、スポーツと余暇、旅行、住宅、司法へのアクセスに関して、参加のための対策、合理的配慮、あらゆる差別の撤廃が記されている。

その他の、障害者の権利等に関する主な法律は以下のとおりである。

法律名	障害者の労働包摂法 ¹⁵ （2017年政令2011号）
施行年	2017年
概要	公共セクターでの障害者の法定雇用率を定める法律。組織の規模（職員数）と達成期限によってそれぞれ雇用率が設定されている（表3参照）。

¹² 政府報告、各法律に関するウェブサイト、JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」の成果品である「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略」より収集・編集。

¹³ <https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=61858>（参照2020-12-08）

¹⁴ Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender/Transsexual（トランスジェンダーまたはトランスセクシャル）及び Intersexed（インターセックス）の頭文字をとったもの。

¹⁵ <https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=84502>（参照2020-12-24）

法律名	インクルーシブ教育法 ¹⁶ （2017年政令1421号）
施行年	2017年
概要	従来、障害のある児童・生徒は特別支援学級で受け入れられていたが、学習ではなく身の回りの世話や医療的な治療が中心になされていた。同政令施行により、全国の公立学校がインクルーシブ教育へ移行することが義務付けられた。

法律名	被害者・土地返還法（2011年法律1448号）
施行年	2011年
概要	障害のある紛争被害者に関して、障害の特性に応じた対応、住居の返還、リハビリテーションプログラム等の優先的提供について記されている。

法律名	雇用創出及び正式化に関する法 ¹⁷ （2010年法律1429号）
施行年	2010年
概要	障害者の雇用主に対する税制上の優遇措置と所得控除、採用試験における公平性の確保、年金の保障、障害者受入れ準備に向けた教育機関との合意形成、起業促進などを通じた障害者の雇用促進が定められている。

法律名	聴覚障害者及び聴覚視覚障害者の機会均等法 ¹⁸ （2005年法律982号）
施行年	2005年
概要	聴覚障害者と視覚障害者に対して他の障害者と同じように機会の均等を保障するよう定めている。聴覚障害者への手話サービス、視覚障害者への文書の読み上げの保障等が明記されている。

法律名	聴覚障害者支援法 ¹⁹ （1996年法律324号）
施行年	1996年
概要	手話が必要な聴覚障害者に手話サービスを提供することを明記している。拘留所や警察の取り締まりに必要な通訳は国が保障する。

¹⁶ <http://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?ruta=Decretos/30033428>（参照 2020-12-08）

¹⁷ <http://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?ruta=Leyes/1679908>（参照 2020-12-08）

¹⁸ <http://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?ruta=Leyes/1672199>（参照 2020-12-08）

¹⁹

<https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=349#:~:text=%2D%20Declarado%20Exequible%20por%20S%20entencia%20Corte,colombianos%20les%20confiere%20la%20Constituci%C3%B3n>。（参照 2020-12-08）

障害者政策²⁰

政策名	国家開発計画 2018-2022 (Plan Nacional de Desarrollo 2018-2020) ²¹
施行年	2018 年
概要	国家開発計画は大統領の 4 年の任期ごとに策定される、国の開発の方向性を定めた文書である。現ドゥケ政権 (2018-2022) が発表した同計画は、「合法性」、「起業」、「公平・平等」、「横断的」、「生産性とリスクにおける公平性」の 5 分野で構成されている。「横断的」の章に、「すべての障害者のソーシャルインクルージョン」が独立した項目として設けられており、特に教育、労働、交通機関における社会包摂が記されている。

政策名	国家経済社会政策審議会 (Consejo Nacional de Política Económica y Social. 以下、「CONPES」)
施行年	2013 年
概要	2013 年の CONPES 政策文書 166 号において、「障害と社会包摂に関する政策」(Política Pública de Discapacidad e Inclusión Social) の構築と実施に係るガイドライン、戦略、推奨事項が示されている。同障害政策には、JICA「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト (2008～2012) で技術支援した「総合リハビリテーション」の概念・方法論の導入も含まれる。

政策名	障害と社会包摂に関する政策 ²²
施行年	2013 年
概要	2013 年の CONPES 政策文書 166 号において、保健社会保障省が責任機関として承認した政策の一つ。2013 年から 2022 年の期間の、障害者とその家族、介助者の権利行使と義務遂行の確保を目的としている。また、地域それぞれで物理的、経済的、文化的、政治的特徴が異なることを理解したうえで、権利行使が保障されるものであるとの認識が示されている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

コロンビア政府は 2011 年 5 月 10 日に CRPD を批准した。選択議定書には署名していない。政府報告を 2013 年 6 月 11 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。同委員会か

²⁰ 政府報告より収集・編集

²¹ <https://colaboracion.dnp.gov.co/CDT/Prensa/Resumen-PND2018-2022-final.pdf> (参照 2020-12-08)

²² <https://www.minsalud.gov.co/proteccionsocial/promocion-social/Discapacidad/Paginas/politica-publica.aspx> (参照 2020-12-08)

らは2016年3月24日に質問事項が提示され、コロンビア国政府は2016年6月2日に回答書を提出した。市民団体²³からのパラレルレポートは2016年に11報告が提出されている。そして2016年9月2日に同委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告提出期限は、2021年6月10日である。

総括所見では、障害者基本法、障害者差別解消法、CONPES 政策文書 166 号「障害と社会包摂に関する政策」、被害者・土地返還法の制定、そして、コロンビア式手話の公的な承認などが評価されている。

他方、選択議定書を批准すること、障害者の法的能力について限定的認識を示している法律の改正を行うこと、障害者の権利と尊厳に反する軽蔑的用語を削除すること、CND の構成員として DPO の代表を任命することなどが勧告されている。

なお、個別の分野に関する推奨事項については次項で述べる。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス²⁴

コロンビアの医療・保険制度は、1993年法律100号で定義されており、医療方法や回数、場所は民間保険会社が決定する。富裕層は掛け金の高い保障の手厚い保険に加入する一方、貧困層は政府の助成金付き保険を利用しても必要十分な医療サービスを受けることができない状況にある。2015年施行の法令1751号により、すべての人々が最低でもレベル1の基礎的な医療と予防を受けられるよう定められた。医療機関は以下の4レベルに区分されている（表3参照）。

リハビリテーションを含む医療サービスへのアクセスについては、障害者基本法第10条で、障害者の適切かつ適時の医療サービスへのアクセスを保障するため、保健社会保障省をはじめとする関係機関の責任が定められている。同法律ではまた、障害リスク要因軽減プログラムの提供、「公的保健10カ年計画」に障害のテーマを包摂すること、障害者の各種情報へのアクセシビリティ、保健・心理的ケアに関する教育・情報提供、居宅近隣での適時かつ良質の保健・リハビリサービスへのアクセスなど、障害者の医療サービスへのアクセスを確保するための措置を講じることが示されている。また、第9条でも、障害者が無料で機能リハビリテーションサービスを受け、在宅サービスの提供を受けることができるよう、保健社会保障省の責任が記されている。被害者・土地返還法においても、紛争被害者への補償としてリハビリテーションが明記されている。

²³ 障害者権利条約履行のためのコロンビア同盟（Coalición Colombiana para la Implementación de la Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad）、コロンビア国民オンブズマン（Defensoría del Pueblo de Colombia）、イセシ大学公共アクショングループ（Grupo de Acciones Públicas de Icesi: GAPI）、視覚的制限のある者の全国コーディネーター（Coordinadora Nacional de Limitados Visuales: CONALIVI）、サルダリアガ・コンチャ財団（Fundación Saldarriaga Concha）、国際連合コロンビアチーム（UN Country Team-Colombia）、子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（コロンビア事務所）（Ibational Initiative to End All Corporal Punishment of Children-Submission on Colombia）

²⁴ 政府報告、JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連資料より収集・編集。

表 3 医療機関の分類

レベル	人員／診療内容
1	<p>人員：総合医／または研修医と看護師等の医療関係者</p> <p>内容：簡易な疾病診断、処置・治療の実施</p> <p>外来診療：総合医の診療、初期治療・診断、X線検査、緊急時の薬の投薬、臨床検査（血液・尿）、外科的処置、予防・健康増進に関する助言</p> <p>入院診療：外科的処置を施さない産科診療、血液検査、X線検査、必要不可欠な薬の投与、診断、外科処置</p>
2	<p>人員：他科からの紹介や医療専門家の指示を受けて治療を継続できる総合医、リハビリテーション医、各種セラピスト</p> <p>外来診療：1つ以上の専門医の診察、他科への仲介を指示、臨床検査（レベル1より詳細な項目）、X線検査、脳波検査、生検等の診断を補助する検査、各診療科に必要な検査・治療</p>
3	<p>人員：各種専門医と総合医、リハビリテーション医、各種セラピスト</p> <p>外来診療：各種専門医の診察、臨床検査（レベル2よりもより詳細な項目）X線検査、ガンマグラフ、MRI等の各医学検査、エコー検査、各診療科に必要な検査・治療（レベル2より詳細検査）。リハビリテーション医のより高度な治療行為</p>
4	<p>人員：各種専門医と総合医、リハビリテーション医、各種セラピスト</p> <p>外来診療：悪性腫瘍に対する化学療法、放射線療法や移植手術、循環器手術、神経外科手術、透析、人工関節置換術、HIV感染者の治療などの高度先進医療や高リスクの疾病に対しても処置可能</p>

出所：保健に関する義務計画の活動・介入・手順マニュアルに関する決議（保健社会保障省 1994 年 5261 号決議）及びアンティオキア大学医学部資料²⁵を基に調査チームが作成

医療サービスへのアクセスについては、都市部への移動が困難であることや、予約や承認手続といった事務手続上の遅延といったさまざまな障壁が存在しており、必ずしも適時かつ適切なサービスが受けられているとは限らない。

保健社会保障省の「保健に関する義務計画」（Plan Obligatorio de Salud）は、適時の診断、治療、発見がなされないことによって引き起こされうる疾病を特定し、また、発育、視力、聴力の異変や妊娠異常に関する早期発見プログラムへの対応を担っている。保健に関する義務計画ではリハビリテーション、理学療法、作業療法、言語療法など、障害者のニーズに応じて行われる活動や身体的介入、手続についても考慮されている。このほか、保健社会保障省は、障害者への総合的ケアに関する県レベルの施策を支援するため、県や市に対する財政的支援も行っている。

25

https://teleduccion.medicinaudea.co/pluginfile.php/348186/mod_resource/content/4/10.%20NIVELES%20DE%20ATENCI%C3%93N%20EN%20SALUD.pdf（参照 2020-12-08）

2004年に、障害者の家族、職業、社会に関する発展を目的とした「ハビリテーション／総合リハビリテーション政策方針」が発表され、内容更新が続けられている。障害と社会的包摂の国家政策の策定においては、障害者の能力開発と、ハビリテーション／リハビリテーションを保障するため、総合リハビリテーションモデルの構築をすることとしている。

第3次、第4次レベルの病院では、理学療法士・作業療法士といったリハビリテーション専門職の数と質が一定程度確保されている。リハビリテーション医、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどが、国内の養成機関で養成されている。

このほか、医師や医療従事者の、障害者の権利と義務についての理解・普及を進めるため、JICAの「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」の知見が活用された。同プロジェクトでは、医師や医療従事者、障害者のコミュニティリーダー、DPO代表者など4,021名に対する研修が実施された。SENAでは、国際義肢装具協会認定下で、国内の整形外科医の養成と義肢装具士普及のためのコース設立に向けて準備を進めている。

総括所見（2016）による医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ すべての障害者へ保健サービスを提供できるよう十分な予算・人的資源を配置すること（特に紛争被害者、女性、子ども、高齢の障害者等）。
- ・ 障害者の権利と尊厳に関する研修を保健関係者に実施すること。

② 教育²⁶

コロンビアでは、教育省が障害のある児童・生徒の教育関連政策を管轄している。

コロンビアのインクルーシブ教育に向けた法的な動きについては、以下のとおりである。まず、教育法（1994年法律115号）で、障害のある児童・生徒の教育権の保障が記載された。その後、教育省が制定した2009年政令366号では、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒のインクルーシブ教育に関して記され、感覚障害、身体障害、知的障害、精神障害のある児童・生徒に対する通常学校・学級での教育が定められている。障害者基本法においても、すべての障害者に早期、初等、中等、高等教育へのアクセスが保障されるべきであるとの方針の下、障害のある児童・生徒の就学を促進するため、教育省その他関連機関が連携して、障害のある児童・生徒一人ひとりの特性に応じた対策や、必要な指標の策定等を行う点について記されている。続く2013年法律2082号においては、障害のある児童・生徒の早期、初等、中等、高等教育の内容等を規定したうえで、インクルーシブ教育の政令を定めることを求めた。これを受け、2017年8月にインクルーシブ教育推進を目標としたインクルーシブ教育法が制定された。

コロンビアの都市部にはかつて特別支援学校が存在していたが、教育が目的ではなく専

²⁶ 政府報告、JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連情報より収集・編集

ら身体的・精神的な世話を受ける程度であった。農村部には特別支援学校はなく、障害のある児童・生徒は自宅で家族の世話を受けるという状況にあった。その後、通常学校に特別支援学級が設けられ、特別支援教員も配置されたが、基本的には従来と同じく障害のある児童・生徒の世話が中心に行われていた。インクルーシブ教育法はこうした状態の改善に向けて制定された政令であり、全国の公立学校がインクルーシブ教育に移行することが義務付けられている。

同政令ではまた、インクルーシブ教育の枠組みにおける障害のある児童・生徒への教育的対応が規定されている。学校教育へのアクセス、在籍、参加、質のある教育を保障するための条件に加え、障害のある児童・生徒が自宅近隣の学校で、同年代の障害のない児童・生徒と同一教室で学ぶためのインクルーシブ教育の原則（質、多様性、妥当性、参加、公平性、相互文化性、差別されないこと、多様性の尊重）が明示されている。必要な支援や合理的配慮を受けられることについても定めがある。

インクルーシブ教育に関する課題については、現時点で以下が確認されている²⁷。まず、5年間でインクルーシブ教育普及に向けた学校運営や人材育成が計画されているが、現場の教員や障害のある／ない児童・生徒の家族の認識、学校の運営体制などの整備が円滑に進んでおらず、インクルーシブ教育への移行に時間がかかる。学校運営や人材育成が進まない中、たとえ、同一教室・学校に障害のある／ない児童・生徒がいる状態であっても、教員が障害のある児童・生徒にどう対応してよいかわからず、授業中に放置しておくというケースが多い。特に、知的障害や重度障害、重複障害のある児童・生徒の受入れは困難である。

教育省は、不就学の障害のある児童・生徒の就学・包摂を目指して、障害のある児童・生徒とその家族を対象とした啓発活動を実施している。また、受入側の教育機関の教員や職員などを対象に、障害のある児童・生徒への対応に関する能力強化策も行っている。このほか、高等教育へ進学を希望する障害のある生徒の財政支援や、障害の多様性に対応するための教育方針の策定、包括に関する指標の策定、教育関係者へのインクルーシブ教育プロセスに関するディプロマ発行なども行っている。

他の機関の取り組みについては、家族福祉庁が不就学の障害児の初等教育への包摂に向けて、初等教育統括組織の能力強化やセクター間連携を予定している。これには、障害児の親側の文化・習慣面での考え方の相違や、包摂プロセスに関する不安などがあり、教育機関と家族側の間での調整が必要となっている。

コロンビア国立大学（Universidad Nacional de Colombia）では、障害のある児童の早期診断のための、長期的教員養成計画（Plan de Formación Permanente de Docentes）のディプロマを開発済みであり、障害のある児童に対応する教員の継続的な能力強化が期待される。

INCIは点字システムの普及を目指し、「すべての人のための点字」戦略を策定し、国内

²⁷ JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連情報、アリシア・バルガス氏（教育省スキル推進部コーディネーター）及びベルムデス・レイディ氏（被害者対応総合補償ユニットコーディネーター）へ2020年12月3日に実施したインタビューより収集。

各地の図書館と調整を行いながら推進を図っている。INCIはこのほか、教員のための研修プログラム（ライブ形式及びオンライン形式）を通じて、点字利用に関する能力強化策を展開している。

地域レベルでは、ボゴタ特別首都区の教育局が教育省の支援を受けて、首都区内の高等学校でのインクルーシブ教育推進に向け、視覚、聴覚及び重複障害のある児童・生徒のための教育モデルを策定することになっている。

障害のある生徒への財政的支援の例としては、障害者支援団体のサルダリアガ・コンチャ財団が教育省とコロンビア留学推進協会との連携のもと、経済的に困窮する障害のある生徒が高等教育へアクセスできるよう、障害のある生徒向けの奨学金プログラムを提供している。また、学費を低金利で貸し付けるなどの優遇措置をとる大学等もある。

総括所見による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害を理由とした差別を禁止し制裁を科すために必要な行政的・法的措置を講じること。
- ・ あらゆるレベルですべての障害者のためのインクルーシブ教育に向けて制度改革や国家計画の策定を行うこと。

③ ジェンダーと障害²⁸

憲法では、性別に関わらない平等な権利を規定している。また、女性に対する暴力・差別の防止及び罰則に関する法（2008年法律1257号）では女性障害者が置かれている状況と保護の脆弱性について言及されており、障害者基本法では女性障害者の参加を保障するための対策・措置が定められている。そのほか、国の各種政策においても、ジェンダー平等と女性の保護に向けた動きを進めており、これに女性障害者も含まれている。政府報告が提出された2013年時点で、女性障害者を含む、女性の政治参加強化に向けた計画が策定されている。

一方で、憲法裁判所が女性障害者の不妊手術に対して制限をかけたにも関わらず、法律上はまだ、事前の同意なしに手術が許可されている状況にある。

総括所見によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ ジェンダーを理由とした暴力への対策措置に関するすべての政策・戦略に障害者の視点を包含すること

④ 訓練・雇用、就労支援²⁹

国勢調査（2005）と人口推計（2015）によると、全障害者数305万1,217人の52.3%が労

²⁸ 政府報告より収集・編集。

²⁹ 政府報告、パラレルレポート

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRPD/Shared%20Documents/COL/INT_CRPD_CSS_COL_24466_E.pdf#search=%27colombia+CRPD%27（参照2020-12-08）、ベルムデス・レイディ氏（被害者対応総合補償ユニットコーディネーター）へ2020年12月3日に実施したインタビューを基に記載。

働力年齢である。障害者登録によると、労働年齢人口の障害者の 17.6%が就労しており、男女別では男性の 23.7%、女性の 10.8%が就労している。障害種別でみると、身体と視覚障害者の就労率が高い。地域別では、ボゴタ首都区、アンティオキア県、バジェ・デル・カウカ県、サントアンデール県で就労率が高くなっている。

労働省は 2017 年制定の障害者の労働包摂法で、公共セクターでの障害者の法定雇用率を表 4 のとおり定めている。

表 4 公共セクターにおける法定雇用率と達成期限

	達成期限		
	2019/12/31	2023/12/31	2027/12/31
1000 名以上の組織	2 %	3 %	4 %
1001 名～3000 名の組織	1 %	2 %	3 %
3001 名以上の組織	0.5 %	1 %	2 %

出所：障害者の労働包摂法を基に調査チームが作成

雇用率を満たさなかった場合の制裁はあるが、罰金が課せられることはなく、国の監査機関である検察院と会計監査院が監査し、トップの解任、一定期間の職務停止などの処分が行われる。上記以外に、下記の関連法律やプログラムによって、障害者の雇用に関する保障や規定が定められている。

障害者社会統合法（1997 年法律 361 号）は、労働局の許可なく障害者の労働契約の解除・終了はできないという、障害者の労働の安定性を保障している。2006 年法律 101 号は障害者を職場のパワーハラスメントから保護することを定め、2006 年法律 1221 号では、障害者を雇用するインセンティブの創出として、障害者の在宅ワーク（テレワーク）の促進について記載がある。

雇用創出及び正式化に関する法（2010 年法律 1429 号）は、障害者の雇用主に対する税制上の優遇措置と所得控除、採用試験における公平性の確保、年金の保障、障害者受入れ準備に向けた教育機関との合意形成、起業促進などを通じた障害者の雇用促進を記している。同法律に関連し、憲法裁判所は、公共入札において全従業員のうち最低 10%が障害者である企業に対し、優遇措置をとるよう裁定を下している。

2018 年法令 392 号では、労働省による民間セクターに対する障害者雇用の奨励を定めている。

「生産協定」(Pacto de Productividad) や「Ventures」と呼ばれる各種支援プログラムでは、国内の各地域で障害者の起業のための財政支援と技術支援を提供している。

職業訓練に関しては、SENA が「労働インクルージョン政策」と呼ばれる事業を実施しており、研修受講者の身体的条件に関わらず、職業訓練プロセスを適切に進めることを目指している。そして、各地域の特性づけと、労働と社会生産動向に関する現状分析を実施し、併

せて、労働市場と雇用機会とのマッチングを行っている。労働省は SENA を通じて、障害者に向けた各種職業訓練プログラムを開発しており、その中で起業精神の醸成にも取り組んでいる。

SENA はまた、脆弱な人々に益する新規事業を労働市場で開拓するため、雇用斡旋サービスも提供している。このサービスを通じて、障害者は職業ガイダンス、履歴書登録、特性評価、雇用斡旋、公募情報の入手などを行うことができる。2013 年には 2 万 3,049 名の身体、聴覚、視覚、知的障害者に対する研修を実施し、2014 年には 3 万 700 名、2015 年は 3 万 274 名の実績がある。

このほか、SENA は保険会社の家族補償公庫 (Caja de Compensación Familiar) と協力して、知的障害者に事務代行サービスに関する研修を提供している。これまでに知的障害者 54 名が研修を受け、2013 年時点で新規 20 名を育成中である。

INCI は、AGORA プログラム³⁰を通じて、視覚障害者の労働におけるインクルージョンを促進している。このプログラムによってこれまで SENA の 141 の職業訓練コースで計 2,357 名の視覚障害者（弱視含む）が育成された。SENA のインストラクター 430 名の養成、小規模事業 197 件の立ち上げ、視覚障害者 93 名の労働分野への包摂、ビジネスプラン 29 件の相談などの実績がある。

2002 年法律 789 号及び 2003 年政令 2585 号では、従業員を職業訓練に参加させることが推奨されており、障害のある従業員の費用は国が雇用主へ支払うことが記載されている。

総括所見による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害者の雇用に関する積極的是正措置や合理的配慮を規定すること

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス³¹

保健社会保障省では 2018 年に、福祉サービス受給のための障害認定の方法を確立し、2019 年 2 月から障害認定を開始予定であったが、準備が円滑に進まず試行段階にある（2020 年 1 月時点）。従来の障害登録は自己申告制で行われており、多くの不備が指摘されていた。例えば、多くの者は医師による診断書を持っておらず、市役所担当者も障害の知識が限られるため、担当者の判断で登録されるべき障害者が漏れたり、その反対に、怪我や病気、高齢化に伴う運動機能低下などでも障害者として登録されるというケースが散見された。

コロンビアでは、障害者が紛争被害者であるか否かによって、受けられる社会保障・社会サービスに一部差が設けられている。障害のある紛争被害者の場合には、被害者・土地返還法で定められた支援や優遇措置が適用される。以下では、障害者が紛争被害者でない場合を

³⁰ 「視覚障害者のための労働インクルージョン AGORA プログラム」(Programa ÁGORA de Inclusión laboral para personas con discapacidad visual) は、ラテンアメリカ ONCE 財団 (Fundación ONCE para América Latina) が運営するプログラムで、コロンビアでは 10 年に亘り SENA と INCI によって運営されている。

³¹ 政府報告、JICA 「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連資料、ベルムデス・レイディ氏（被害者対応総合補償ユニットコーディネーター）へ 2020 年 12 月 3 日に実施したインタビューを基に記載。

「一般障害者」と称することとする。

対象者	社会保障・社会サービス
一般障害者	<p>SISBEN で貧困世帯と認定された場合に以下の助成や補助が支給される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 車いす：医療保険外サービス（他の医療システムを通じてサービス利用可） 2) 年金：3種類ある年金制度のうちいずれかに加入・支払いをしていれば、障害を負った場合の給付金を受給可。支払形態（一時金または永続）や金額は加入年月、支払合計額、障害の種類・程度などによって決定される。貧困層の多くは掛け金の支払いが困難なため、年金・医療保険ともに未加入であることが多く、障害を負った場合には何も手当を受け取れない。 3) 補助金：地方ごとに異なる補助金制度がある。受けられる補助制度の内容・範囲は受給者である障害者の脆弱状況に応じて決定される。
障害のある紛争被害者	<ol style="list-style-type: none"> 1) 被害者・土地返還法では、紛争被害者一人ひとりの特性に合わせた支援を提供するアプローチを採っており、このアプローチに基づき、障害のある紛争被害者への補償が規定された。 2) 補償一時金³²、生活が安定するまでの助成金、住宅の無料提供などが受給可。紛争被害者の中でも障害者は優先順位が高く、手続き期間が短縮される。 3) 障害のある紛争被害者として認定を受けた者は、一定の補助金³³を毎月受給可。この補助金は、受給者が過去に年金制度に加入していたかどうかは関係なく、障害のある紛争被害者として認定された者であれば誰でも受けられる。

上記以外に、コロンビア政府は以下のような取り組みを行っている。

住宅省の無料住宅プログラムでは障害者をはじめとする脆弱な人々に対して「家族向け現物住居助成金」を優先的に実施している。また、「社会的意義のある住宅」(Vivienda de Interés Social)プロジェクトでは、特に障害者や高齢者にとっての居住性、構造特性、耐久性などを、住宅建設にあたって満たすべき基準として定めている。

高齢の障害者の年金に関しては、社会経済的困窮状態にある障害者が年金を受給できるよう、掛け金の一部を受給者が負担し、残りを年金連帯基金 (Fondo de Solidaridad Pensional) が負担するという措置が取られている。

³² 最低賃金 800,000 コロンビアペソ（約 2 万 3,160 円。1 コロンビアペソ=0.02895 円。2020 年 12 月 JICA 統制レート）の 40 倍（約 92 万 6,400 円）の一時金（最大）が支払われる。

³³ 月額最低賃金の全国平均額。一般障害者が加入できる 3 種類の年金制度と区別するため、「年金」ではなく「資金貸与」という名称がつけられている。

国内の最貧困層を特定できる SISBEN と障害者登録のデータベースの活用により、貧困レベルや生活改善ニーズに関連した障害者の特定と特性付けが可能となっている。

総括所見による社会サービス分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 貧困削減と社会包摂の戦略に障害の視点を優先的に含めること。
- ・ 社会サービスにアクセスする際の障害に起因する追加的費用補填のための申請要件をなくすこと。
- ・ アクセシビリティが保障された社会住居政策において、障害者、中でも女性、少数民族や紛争被害者を優先すること。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー³⁴

バリアフリーについては、以下の取り組みが実施された。

- (1) 物理的アクセシビリティについては、障害者基本法は 10 年で公共交通の 80%以上、8 年で道路、空港、ターミナル等を障害者にアクセシブルにすること、1 年で道路と公共スペースに関する計画を策定することを義務付けている。
- (2) 同法の第 14 条では、都市部・農村部において、生活環境、交通機関、情報通信、公共の場、公的サービス等への障害者のアクセシビリティを、障害のない人と同等に保障するための対策・措置を規定している。こうしたバリアフリー化と同様に、障害者一人ひとりの特性に合った対応を行うことも求めている。
- (3) スポーツ・余暇・運動・自由時間活用に関する行政庁が、スポーツ／余暇施設のアクセシビリティマニュアル 2 冊を作成した。加えて、国レベルのスポーツ及びレクリエーション施設建設に向けたインフラプロジェクトに出資した。
- (4) 運輸省は運輸業に関わる行政と協力機関向けに「Operation Conquest」戦略文書を作成し、障害の啓発、インクルーシブな環境、アクセシビリティ、安全とユニバーサルデザインについて記載した。2013 年時点で、国家公務員 268 名と地方公務員 292 名が研修を受けている。
- (5) 聴覚障害者支援法（1996 年法律 324 号）では、手話が必要な聴覚障害者には手話サービスを提供すること、拘置所や警察の取締りに必要な通訳は政府が保障することが記されている。
- (6) INCI は、情報アクセス及び、視覚障害者のニーズに応じた公共施設への物理的アクセシビリティについて、国レベルの各機関に対する助言を行っている。また、INCI はコロンビア政府その他国レベルの関連機関と連携して、ウェブサイト上のアクセシビリティ基準構築の促進に取り組んでいる。コロンビア国立大学もデジタル通信手段の適合化を図っている。
- (7) コロンビア技術基準 5854 号で、ウェブアクセシビリティとスクリーンリーダー、拡

³⁴ 政府報告より収集・編集。

大鏡、解説放送等の基準が設けられている。スクリーンリーダーについては、ソフトウェアの国ライセンスを取得しており、コロンビア人の視覚障害者は無料でダウンロードできる。INCI が各種スクリーンリーダーや情報保障機器³⁵の使い方等を、視覚障害者や関係機関、図書館、教育省、教育局などに教授しているほか、ラジオで情報発信をしている。

- (8) SENA は全国の地方オフィスへ画面読み上げソフトである JAWS のライセンス 6000 個を配布し、21 の地方オフィスへ点字印刷機や録音機等を配布し、視覚、聴覚障害者へのアクセシビリティ確保に取り組んでいる。また、手話通訳者の育成を図っている。
- (9) 通信・情報技術省は、“みんなの映画”プロジェクトで、解説、コロンビア手話などを通じて視覚、聴覚、知的障害者向けの映画を配信し、4 万人に裨益した。
- (10) コロンビア手話を使う聴覚障害児は、就学前と初等教育は特別学級において手話で授業を受けられ、国際バカロレアプログラムを導入する学校³⁶では手話通訳者の支援のもと、一般の学生と同じクラスで勉強する方向が進められている。
- (11) 障害のある紛争被害者に対し、点字印刷物や手話字幕を用いた視聴覚情報の提供などに取り組んでいる。
- (12) 情報技術通信省は、コロンビア聴覚障害者全国連盟（Federación Nacional de Sordos de Colombia）と協力し、聴覚障害者とのコミュニケーションを改善するためのウェブ上のプラットフォームセンター「Centros de Relevó」を構築した。Centros de Relevó 普及の障壁となっているのは、手話通訳の不足、機材輸送の難しさ、手話通訳のテレワークの経験の不足等であり、こうした複合的な理由から、識字コースにおけるドロップアウト率が高くなっている。
- (13) 障害者基本法の第 19 条では、観光セクター事業者は、ユニバーサルアクセシビリティや障害者料金の設定などの要件を満たしたうえでサービスを提供することが規定されている。
- (14) 選挙投票所への障害者のアクセスについては、障害者が介助者とともに投票所に入ることが認められている。しかしながら実際には、障害者が投票所まで移動し、投票に参加するために必要なアクセシビリティがすべての投票所で確保されているわけではない。例えば、視覚障害者用の点字投票用紙がない、音声や映像による投票手順の説明がなされていないなどが挙げられる。
- (15) 公共施設、公共スペースは「コロンビア技術標準認証協会」の要綱に基づく最低限のアクセシビリティ規則を使用することになっているが義務ではない。また、一定の規

³⁵ JAWS、Balabolka、MAGic、Mekanta、DAISY、Player、Palabras y Cuentas などのソフトウェア、点字印刷機、点字キーボード等。

³⁶ 国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、スイスの非営利組織・国際バカロレア機構が認定する教育プログラム。国際バカロレアが課す試験に合格すると、世界各国の大学入試に通用するディプロマ（認定証書）が与えられる。

格や基準はあるが、施行の計画やモニタリング、罰則規定がなく守られていないという課題がある。

総括所見によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 公共施設、交通機関、情報通信など物理的環境のアクセシビリティに関する国家計画を策定し実施すること

・ 防災³⁷

コロンビアでは「国家災害リスク管理ユニット（Unidad Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres）が防災を管轄する主要機関である。同ユニットの「コロンビア災害リスク管理国家計画 2015-2025～開発戦略～」³⁸では、防災活動の目的、プログラム、活動、責任、予算等を定めており、災害リスクやリスク軽減に関する情報の普及や、災害マネジメントの実行について記されている。同計画の中で、「コミュニティとの協働は、文化的、宗教的、社会的価値観を考慮して行われるべきであり、『国家災害リスク管理システム』が国内各地で押し進める防災活動において、年齢、性別、社会的状態、民族、マイノリティグループ、アフロ系コミュニティ、そして障害者などを理由としたいかなる差別も行われてはならない」と明記されている。同ユニットは、障害者に必要不可欠な、建物内の避難ルートの設置を目的とした「障害者の避難ルートプロジェクト」を計画しており、障害者の住民の意見を取り入れながら策定を行っている。国内 34 市で、障害者の避難標識ルートが設置されることが目標として掲げられている。

保健社会保障省は、障害者を含む脆弱な人々に対する災害時における、一人ひとりの特性に応じた対応ガイドラインを策定し、普及を図った。その一方、国内の一部自治体から国や県に対して、緊急避難時の障害者への対応について技術的支援を要請がある旨が報告されている。

総括所見による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 災害リスク低減や、建築物におけるアクセシビリティ包摂、避難ルート等に関する戦略に、障害者を包摂するための措置を講じること（点字、手話、その他の代替コミュニケーション手段を含む）。

³⁷ 政府報告より収集・編集

³⁸ Unidad Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres, *Plan Nacional de Gestión del Riesgo de Desastres “una estrategia de desarrollo” 2015-2025*.

<https://repositorio.gestiondelriesgo.gov.co/bitstream/handle/20.500.11762/756/PNGRD-2016.pdf?sequence=27&isAllowed=y>（参照 2020-12-08）

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府³⁹</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト（2008～2012） ・障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト（2015～2020） <p>【技術協力プロジェクト：障害主流化を組み込んだ取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト（2014～2018） <p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 沖縄「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計A（2016年度、2019年度） ・JICA 北海道「地域社会に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）及び地域社会に根差したインクルーシブな開発（Community-based Inclusive Development。以下、「CBID」）の導入研修（2017年度） ・JICA 東京「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」（2017年度、2019年度） ・JICA 東京「地域活動としての知的・発達障害者支援」（2018年度、2019年度） ・JICA 四国「インクルーシブ教育実践強化」（2019年度） <p>【草の根人間の安全保障無償資金協力（在コロンビア日本大使館）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害児財団を対象とする聴覚障害児教育ケア総合計画（2000） ・聴覚障害児のための手話教材供与（2000） ・対人地雷被災者・紛争被害者のためのカリ市リハビリテーションセンター整備計画（2004） ・ボコタ市における妊婦や新生児のための緊急救命機材供与計画（2004） ・セサル県リハビリテーション・特別教育センター車椅子供与計画（2004） ・ペンシルベニア市における知的障害児のための学校建築計画（2004） ・グラナダ市障害者職業訓練施設整備計画（2016） ・サンタンデール県プエルトウィルチェス市学校建築計画（2018）
--------------------------	--

³⁹ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、JICA「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」関連資料、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>（参照 2020-12-12）を基に記載

他ドナー	<p>【国際機関】</p> <p>1) 世界銀行 「知的障害のある若年層のための労働包摂モデル」プロジェクト実施</p> <p>2) 国際連合児童基金（ユニセフ） 障害児に関する調査や文書作成を実施</p> <p>3) 米州開発銀行 「Pacto de Productividad」プログラム実施（障害者の労働包摂を通じた企業発展。SENA、コロンビア国際協力庁、サルダリアガ・コンチャ財団が参加）</p> <p>4) 国際移住機関 「障害者及び介助者に向けた包括的診断と格差解消のパイロットケース調査」（米国国際開発庁、コロンビア石油公社が参加）</p> <p>【二国間援助】</p> <p>1) 米国国際開発庁 障害のある紛争被害者のスポーツプロジェクト（被害者対応総合補償ユニット、アルカンヘレス財団が参加）</p> <p>2) 韓国国際協力団 国軍・国家警察の社会包摂センターのスタートアッププロジェクト（障害者を対象に含む）</p>
------	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況⁴⁰

コロンビア政府は、2011年のCRPD批准を受けて、世界保健機関(World Health Organization)のCBRグローバルガイドラインにコロンビアの障害者の文脈と経験に基づいた調整を加えた、コロンビア版CBRガイドラインを策定した。保健、教育、就労、社会保障などの各セクターのサービス提供に係る連携のあり方をはじめ、ガイドライン実施・展開に向けた方針も策定されている。

障害者基本法の第8条及び第9条では、コロンビア版CBRガイドラインを、障害者のソーシャルインクルージョン方策の一つとして位置づけ、保健社会保障省がその実施プロセスにおけるセクター間の調整・連携役を担うことが定められている。

また、JICAが実施した「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」（2008～2012）により、約4,000名の医師、医療従事者、障害当事者が、CBR、障害者の権利と義務に関する研修を受講した。同プロジェクトによる成果・知見を活かして、コロンビア国内5地域と「CBRネットワーク」を設立し、公的機関、非政府組織(Non-Governmental Organization。以下、「NGO」)、DPOとの協働を進めている。

⁴⁰ 政府報告より収集・編集

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況⁴¹

2013年6月28日にコロンビア政府はマラケシュ条約に署名したが、2020年12月時点で未批准である。1993年法律324号では手話が必要な聴覚障害者には手話サービスを提供すること、拘置所や警察の取締りに必要な通訳は政府が保障することが記されている。また、すべての著作発行物、教授法、計画、戦略などにおいてアクセシブルなデザイン、障害者のニーズに応じた用語（言葉づかい）等の包摂に取り組んでいる。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

2021年2月8日時点の保健社会保障省の情報⁴²によれば、コロンビアにおける新型コロナウイルス感染者総数は2,161,462人、死亡者数は56,290人、回復者数は2,034,228人である。感染者数は減少傾向にあり、平均で1日8,136人の新規感染者が報告されている⁴³。地域によっては、教育機関が部分的に閉鎖されており、ほぼ全面的な在宅要請がなされている⁴⁴。

首都ボゴタ市は2月2日付けで、市内9区域を対象とした外出禁止等の措置を予定より早期に2月3日より解除することと、身分証番号による商業施設等への入館制限を2月19日まで維持することを発表した⁴⁵。

本調査では、オンラインでアンケート調査を実施し、コロンビアの障害者支援機関⁴⁶から回答を得て、以下の通りコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

コロナウイルス対策における障害者への合理的配慮については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

学校の授業が中断しないよう、障害のある児童・生徒とその家族、教員などが協力体制

⁴¹ 政府報告より収集・編集

⁴² <https://covid19.minsalud.gov.co/>（参照 2021-02-09）

⁴³ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/colombia/>（参照 2021-02-09）。1日平均新規感染者数のピークだった2021年1月20日の46%に相当。

⁴⁴ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/colombia/>（参照 2021-02-09）

⁴⁵ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=106440>（参照 2021-02-09）

⁴⁶ アンティオキア県教育局品質課、アナ・エレナ・アランゴ・パティエーニョ氏

を築けるよう努めている。アンケートに回答したアンティオキア県教育局では、同局がラジオ、テレビを通じた教育プログラムの提供や、学用品の配布、給食の提供などを実施している。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

公共交通機関のサービスの減少などにより、障害者、非障害者ともに、移動は制限されている。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
全国視覚障害者協会 (INCI) ⁴⁷	<ul style="list-style-type: none"> • 1995 年法令第 1955 号に基づいて設立され、教育省に属する諮問機関。社会、教育、経済、政治、文化における包摂に関し、視覚障害者の権利を保障することが主な活動目的である。 • 視覚障害者への対応を行う国、市町村レベルの組織への技術支援と助言を行う。
視覚的制限のある者の全国コーディネーター (Coordinadora Nacional de Limitados Visuales: CONALIVI) ⁴⁸	<ul style="list-style-type: none"> • ボゴタ首都区に本部を置き、全国 33 の団体で構成されている。 • ラテンアメリカ視覚障害者ユニオン、世界視覚障害者ユニオン、NGO「障害者とその家族のラテンアメリカネットワーク」(Red Latinoamerica de Organizaciones no Gubernamentales de Personas con Discapacidad y sus Familia、以下、「RIADIS」)の加盟団体である。 • 2013 年 6 月 11 日の政府報告に対するパラレルレポートを提出(2016 年 8 月 6 日)。 • CONLIAMI の加盟団体の参加と社会包摂について、助言、連携、促進等を行う。 • 社会、教育、経済、保健、文化、労働分野での視覚障害者の参加、連帯、バリアフリー化、アクセシビリティ確保などを通じて、視覚障害者の包摂を促進する。そして、ネットワークを活用して、団体・組織間のコミュニケーション等の活性化、強化を行う。
全国聴覚障害者連盟 (Federación Nacional de Sordos de Colombia: FENASCOL) ⁴⁹	<ul style="list-style-type: none"> • 1984 年設立の NGO。ボゴタ首都区に本部を置き、全国 36 の聴覚障害者団体で構成されている。RIADIS の加盟団体。 • 中南米の中でも西語の手話を最初に開発した団体で、中南米各国の聴覚障害者連盟を主導する活動を行ってきた。国の障害者政策に対してロビー活動も行う。 • 聴覚障害者の権利擁護及び、当事者のニーズに応じたプログラム実施を通じて、生活の質の向上を図ることをミッションとしている。 • 事業目的は以下の 9 つ。①連盟構成団体の起業促進、②聴覚障害者の権利保護の監視、③聴覚障害者団体の設立の促進、支援、

⁴⁷ <https://www.inci.gov.co/> (参照 2020-12-14)

⁴⁸ <http://www.conalivi.org/> (参照 2020-12-14)

⁴⁹ <https://www.fenascol.org.co/> (参照 2020-12-14)

	<p>連携、強化等の実施、④コロンビア手話の開発と普及、⑤聴覚障害者のニーズに応じた質の高いサービスの提供、⑥公的・民間組織の諮問機関としての役割、⑦聴覚障害者・団体のニーズに応じた法律、政策、計画、プログラム等の策定・促進、⑧聴覚障害者に資する経験に関する調査への参加、⑨聴覚障害者が利用するさまざまなコミュニケーション手段への尊重の促進。</p>
<p>全国聴覚障害者協会 (INSOR) ⁵⁰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロンビアの聴覚障害者の権利行使と機会均等の保障に必要な、社会環境とインクルーシブ教育の整備・強化のため、関連政策の主導、実施を担う。政府、県や市町村への助言も行う。
<p>ダウン症コロンビア協会 (Asociación Colombiana Síndrome de Down: Asdown Colombia) ⁵¹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年に設立された、知的障害者の包摂と権利を推進するための、家族による団体。RIADISの加盟団体。 ・知的障害者の価値ある人生と包摂を構築するという主導的活動により、国内外で知名度がある。 ・障害者家族、教育分野、一般社会の強化に継続的に尽力してきた。知的障害者とその家族がより良い日々を送り、よりよい機会を得ることができるよう、家族へのガイダンス、インクルーシブ教育の推進、国家政策への働きかけなどの活動を行っている。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>サルダリアガ・コンチャ財団 (Fundación Saldarriaga Concha) ⁵²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1973年、障害児の父であるアルフレッド・サルダリアガと母エルビラ・コンチャによって設立された。 ・コロンビアを、障害者と高齢者を尊重する連帯社会に変革することを目指した活動を行っている。障害者の権利と義務の履行を通じた社会的包摂にも取り組んでいる。 ・国の関連機関などと連携し、教育、保健、所得創出その他のさまざまなプロジェクトの実施や、他のDPOへの財政支援も行っている。 ・2013年6月11日の政府報告に対するパラレルレポートを提出(2016年6月23日)。
<p>障害者権利条約履行のためのコロンビア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロンビアの障害者の権利のために活動する団体と個人による同盟。

⁵⁰ <https://www.insor.gov.co/home/> (参照 2020-12-14)

⁵¹ <https://asdown.org/> (参照 2020-12-14)

⁵² <https://www.saldarriagaconcha.org/> (参照 2020-12-14)

<p>同盟 (Coalición Colombiana para la Implementación de la Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad) ⁵³</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年から CRPD のコロンビア政府報告に対するパラレルレポート作成に取り組んでいる (2013 年 6 月 11 日の政府報告に対するパラレルレポートを 2016 年 4 月 3 日に提出)。
<p>コロンビア国民オンブズマン (Defensoría del Pueblo de Colombia) ⁵⁴</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1991 年の新憲法によって設立された国管轄下の機関であるが、独立性を有している。人権の行使や侵害を監視する機関である • 2013 年 6 月 11 日の政府報告に対するパラレルレポートを提出 (2016 年 7 月 29 日)。

⁵³ パラレルレポートを基に記載

⁵⁴ <https://www.defensoria.gov.co/> (参照 2020-12-14)

4. 参考資料

- Coalición Colombiana (2016) *Informe Alternativo de la Coalición Colombiana para la Implementación de la Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad*
- DANE (2020) *Resultados Censo Nacional de Población y Vivienda 2018*
- DANE (2020) *COLOMBIA - Censo Nacional de Población y Vivienda - CNPV - 2018*
- Gobierno de Colombia (2013) *CRPD Informes iniciales que los Estados partes debían presentar en 2013 Colombia*
- Gobierno de Colombia (2019) *Examen Exhaustivo Nacional para el Vigésimo Quinto Aniversario de la Cuarta Conferencia Mundial sobre la Mujer y la Aprobación de la Declaración y Plataforma de Beijing (1995) – Informe del Estado Colombiano*
- DANE (2019) *Funcionamiento Humano Resultados Censo Nacional de Población y Vivienda 2018*
- Gobierno de Colombia (2018) *Plan Nacional de Desarrollo 2018-2022*
- Ministerio de Educación Nacional, Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas, y JICA (2020) *Componente de Educación-Estrategia para la Inclusión Social de las Víctimas del Conflicto con Discapacidad*
- Ministerio de Salud y Protección Social (2020) *Boletines Poblacionales Personas con Discapacidad Oficina de Promoción Social*
- Ministerio de Salud y Protección Social, Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas, y JICA (2020) *Componente de Salud-Estrategia para la Inclusión Social de las Víctimas del Conflicto con Discapacidad*
- Ministerio del Trabajo, Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas, y JICA (2020) *Componente de Inclusión Productiva-Estrategia para la Inclusión Social de las Víctimas del Conflicto con Discapacidad*
- Procuraduría General de la Nación (2016) *Informe sobre Seguimiento a la Garantía de los Derechos de los Jóvenes con Discapacidad*
- Saldarriaga Concha Foundation (2016) *Disability and Social Inclusion in Colombia- Alternative Report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*
- United Nations (2016) *CRPD Observaciones finales sobre el informe inicial de Colombia*
- Unidad Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres (2016) *Plan Nacional de Gestión del Riesgo de Desastres – Una estrategia de desarrollo 2015-2025*
- JICA (2007) 『コロンビアにおける障害関連情報』
- JICA (2012) 『地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト終了時評価調査報告書』
- JICA (2014) 『障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト事業事前評価表』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-02-09)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-02-09)